

第 6 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年2月27日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年2月27日(月曜日)

午前10時1分開議

午前11時14分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 付託調査事件の調査終了について
- (5) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長	中村博生
副委員長	溝口幸治
委員	前川 收
委員	岩下 栄一
委員	平野 みどり
委員	藤川 隆夫
委員	重村 栄
委員	池田 和貴
委員	松岡 徹
委員	山口 ゆたか
委員	上田 泰弘
委員	東 充美
委員	泉 広幸
委員	杉浦 康治
委員	前田 憲秀
委員	橋口 海平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長	駒崎 照雄
市町村局長	小嶋 一誠
人事課長	古閑 陽一

財政課長 浜田 義之

税務課長 出田 貴康

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

総括審議員兼

政策審議監 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内田 安弘

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 平山 高志

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

政務調査課主幹 板橋 徳明

午前10時1分開議

○中村博生委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第6回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

なお、本委員会に5名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたしました。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件、政令指定都市に関する件であります。

まず執行部から説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。説明に当たっては、可能な限り簡潔をお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課です。まず、地方分権改革関係について御報告をいたします。1ページを、お願いいたします。

地域主権改革における主な動きですが、昨年11月29日に義務付け・枠付けのさらなる見直しについて、第3次見直しが閣議決定されて以降は、特に大きな動きはございません。

2ページですが、22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の概要でございます。この大綱に沿って、改革が進められております。

3ページを、お願いいたします。

第1次と第2次の一括法への対応状況として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大及び基礎自治体への権限移譲についてまとめております。

まず、義務付け・枠付けの見直しに係る条例改正等の検討状況でございますが、今議会に提案しておりますものは、左側の表にまとめておりますとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、公営住宅法等5つの法律の一部改正に伴い、関係する5つの条例案件となっております。

また、24年度においては児童福祉法や公営住宅法、道路法など15法律の一部改正に伴い、関係する条例の整備が必要になります。現在、所管課において基準等の検討を進めており、準備が整い次第、順次提案していく予

定にしております。

基礎自治体への権限移譲については、一部を除き本年4月の移譲に向け、県の主管課と市町村間で個別説明会の実施やマニュアルの作成・配布等を実施しており、引き続き市町村に対する助言・支援に努めてまいります。その工程表が、4ページになります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定(改正)の工程表になります。

先ほど申しましたとおり、5つの条例案件を今議会に提案しておりますが、そのほかにつきましても必要な準備を進めておるところでございます。

6ページを、お願いいたします。

前回の委員会でも御説明させていただきましたが、昨年11月29日に閣議決定されました義務付け・枠付けの見直しに係る第3次見直しの概要です。

資料の中ほど、「第3次見直しの概要とその主な例」というところをごらんください。

(1)地方からの提言等に係る事項、(2)通知・届け出・報告、公示・公告等、(3)職員等の資格・定数等、この3分野について291条項の見直しが決定されております。

今後の取り組みとして、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を今通常国会に提出することとされております。

また、今回の3次見直し以降の見直しについては、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めるということとし、具体的方法については地域主権戦略会議で検討を行うとされております。

7ページを、お願いいたします。

昨年12月26日に開催された第15回地域主権戦略会議に提出された一括交付金の拡充についての資料でございます。総額については、

本年度の5,120億円から、24年度は8,329億円に拡大される予定でございます。

内訳については、都道府県分が5,515億円程度、新たに導入される政令指定都市分が1,239億円程度、沖縄振興一括交付金が1,575億円とされております。

また、都道府県分の対象事業が拡大されること、それと政令指定都市へ制度が導入されることにより、対象事業が本年度の9事業から、24年度は18事業に拡大される予定です。

新設される主な事業としては、厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費補助金の一部や、農林水産省の農山漁村活性化対策整備交付金の一部などが挙げられております。

8ページを、お願いいたします。

中ほどに記載されております、地域自主戦略交付金のスキームをごらんください。

まず、①内閣府から各都道府県・政令指定都市に配分額が通知された後、②で、各自治体においては対象事業の中から事業を選択し、内閣府に対して事業実施計画を提出します。③で、実施計画書の提出を受けた内閣府は、事業を所管する各府省に交付金を移しかえて、各府省から自治体に交付金が交付されることとなります。手続に係るスキームは、本年度とほぼ同様でございます。

現在、国会において24年度政府予算案の審議が行われているところであり、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております、九州広域行政機構について、御説明をいたします。9ページを、お聞きください。ここからは、資料が縦になります。申しわけありません。

九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものでございます。平成23年度以降の経緯を、国の動き、全国知事会、関西広域連合の動き、そして九州知事会の動きの、3列で整理しております。

12月以降が、今回新たに御説明する内容となります。12月19日の第4回アクション・プラン推進委員会、12月26日の第15回地域主権戦略会議、そしてことしに入って今月9日の第5回アクション・プラン推進委員会の3つの会議についてですが、当委員会の委員の皆様には、それぞれの会議後にファックスで御報告をさせていただいたところでございます。

まず、12月19日の第4回アクション・プラン推進委員会ですが、内閣府から広域的实施体制の基本的枠組み(方向性)(案)が提示されました。ここで出された案は、検討段階の諸課題をA案、B案という両論併記で記された案であったため、出席された九州地方知事会長の広瀬大分県知事から、内閣内における検討の遅れを指摘するとともに、従来からの九州地方知事会の考え方を説明されました。

この19日の議論を受けて、26日には第15回地域主権戦略会議が開催され、「広域的实施体制の枠組み(方向性)」が了承されたところでございます。結局、基本的には地方側の主張に沿った形で、方向性がまとめられております。その内容が、10ページ以降となります。

まず冒頭の4行目に、平成24年通常国会に特例法案を提出することを目指すと言われております。6行目では、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補とすることが明記されております。

次に、執行機関や議会のあり方、監査、透明性の確保。

そして次のページにまいりまして、4、広域的实施体制の区域を、5、組織の安定性、永続性。そして7番目で、効果的・効率的な広域行政の推進。8、移譲対象となる事務・権限。10番目には大規模災害時等の緊急時のオペレーション。そして右のページ、13で人員の移管、14、財源等、諸課題の方向性が示されております。

この「広域的实施体制の枠組み(方向性)」を九州地方知事会としてどのように受けとめているかということについて、直後の九州地方知事会長のコメントで御説明をさせていただきます。次の13ページになります。

まず、3行目にありますように、おおむね九州地方知事会の考えに沿った形で了承が得られたことは、九州地方知事会の求める丸ごと移譲の実現に向け大きな前進であり、一定の評価ができると考えております。ただし、2段落目に記載しておりますように、執行機関のあり方や構成団体の事務権限の持ち寄り、財源などの論点は抽象的な記述にとどまっており、今後の検討に委ねられております。

財源につきましては、これまでも当委員会で御指摘をいただいておりますとおり、引き続き九州地方知事会の主張が実現できるよう、国と協議を進めていきたいと思っております。

最後の段落では、改めて政府一丸となって取り組みが加速されることを期待するというふうに、まとめております。

ここで一たん9ページに戻りまして、左側の下の方になりますが、24年2月9日ですが、第5回アクション・プラン推進委員会が開催されております。経産省、国交省、環境省の各府省から、移譲する事務・権限についての回答が示されるとともに、12月26日の「広域的实施体制の枠組み(方向性)」で、今後の検討とされていた執行機関のあり方なども示されております。詳細を、14ページ以降で御説明いたします。14ページから22ページまでが、第5回アクション・プラン推進委員会の資料となっております。

まず14ページでは、広域的实施体制の執行機関のあり方について、12月26日の方向性で引き続き検討とされた制度の詳細が示されました。独任制と合議制の2とおりで示されており、移譲を受ける地方側で選択できる形と

なっております。15ページが、そのイメージ図でございます。

九州地方知事会としては、長への権限集中を回避するとともに、構成団体間の調整を適切に行うため、合議制の執行機関を設けることとしており、下段の合議制のイメージ、これは基本的には、九州地方知事会の主張に沿うものであると理解をしておるところです。

16ページを、ごらんください。

出先機関が法に基づいて所管する個別の事務・権限約3,000条項について、内閣府地域主権戦略室が各省に移譲の可否を照会し、各省の回答の概要をまとめましたという内容のペーパーでございます。概要は4ページにわたるものであるため、要点を整理し次のページにまとめております。

17ページを、お願いいたします。

表の左側が、条件付きで広域的实施体制への移譲を検討すると回答があった事務を定める法律の数、右側が、移譲の例外とすべきとの回答があった事務を定める法律です。なお、法律は1つでも該当する条項があれば1本と数えていますので、移譲するものと移譲の例外とに重複が生じておりまして、左と右を足した数は、総数と一致しません。

まず、経済産業省について移譲を検討すると回答があったのが、アルコール事業法の製造の許可など45法律中40法律、地方整備局については、河川法の一級河川の整備・管理の実施など81法律中41法律、地方環境事務所については、大気汚染防止法の報告徴収・立入検査など、31法律中27法律。全体としましては、157法律中、約7割の108法律について移譲を検討するとされています。ただし、その下の米印のところにありますように、さまざまな条件がついており、特に地方整備局の道路法、河川法、港湾法に基づく国の施設の公物管理については、広域的实施体制の長に対する指揮監督ができる仕組みが必要とされるなど、強い国の関与が必要とされておま

す。

一方、移譲の例外については、経済産業局が電気事業法の電気事業の許可など7法律、地方整備局が宅地建物取引業法の宅地建物取引業の免許など58法律、地方環境事務所が自然公園法の国立公園の管理など6法律とされており、多くの事務が移譲の例外とされる結果となっております。

なお、その下の米印の4にありますように、国立公園の管理等については地方との協働型の管理のあり方を検討するとされております。

次の18ページを、ごらんください。個別事務・権限の検討の進め方のフローです。

1番左の、移譲検討対象事務について、現行地方自治法の枠組みに当てはめた案を内閣府が作成して各省に提示し、各省から回答が返ってきたというのが現段階でございます。

現在、内閣府と各省の政務折衝を行い、当てはめ案で不都合が解決できるかどうかを検討され、解決できない場合は、不都合を解決するための柔軟な対応策を検討していくこととされております。それでも解決できない場合は、移譲の例外となるわけですが、今回の各省の回答で移譲の例外とされる事務権限が多かったことに対し、地方側からは残存組織が残るようでは何のための改革かわからないといった批判的な意見を出しておるところです。

19ページを、お願いいたします。九州地方知事会から提出した意見です。

2、丸ごと移譲の実現のところにしておりますように、今回の各省の回答に見られるように、政府部内では、丸ごと移譲に向けた調整が進んでいないということを指摘しております。

そして20ページでは、今回の改革が全国一律でないことや、対象が3機関に限定されることなどから、暫定的な措置であることを述べた上で、2つ目の丸で、丸ごと移譲を実現

していくためには、現行制度の枠組みに拘泥することなく、柔軟かつ新たな発想で事務区分や国の関与などについて、検討していく必要があるのではないかとしております。

これについて、22ページの図の方で御説明させていただきます。22ページを、お願いいたします。

右側の上の方にあります、広域的实施体制設置後の体制についてですが、広域的实施体制は必要な範囲で国との関係を保持することとし、また米印で書いているように、丸ごと移譲を実現することによって、残存組織を残すような組織の分断はさせないとしています。そのための方策として、右側1番下に波線で囲んでおりますが、自治事務、法定受託事務という現行制度の枠組みにこだわらない、国の権限・責任を確保するための新たな措置の検討というものを提案しております。

20ページに戻りまして、中ほどの市町村等の不安・懸念の解消についてですが、大規模災害時等の緊急時に住民サービスが低下するのではないかと市町村等からの不安や懸念を解消するため、緊急時のオペレーションについて早期に方針を明らかにすることを求めています。

21ページを、お願いいたします。

財源についてですが、九州地方知事会としては、移譲に際しては必要な財源の全額が国から措置されるべきであり、その法的担保が必要であることを従前より主張してまいりました。財源の確保は、出先機関の移譲を受ける前提となるものであり、早期に政府としての具体的な方針を明らかにするとともに、財源の確保について九州地方知事会の主張を関連法案に規定するよう求めています。

次に、23ページをお願いいたします。

2月16日に、九州地方知事会と九州市長会との意見交換会が開催されました。

知事会からは、会長の大分県知事のほか、福岡県と本県の3県の知事が出席し、市長会

からは、会長の大分市釘宮市長を初め13の市長が出席いたしました。

会議では、知事会から九州広域行政機構の説明、市長会からは九州府構想の説明を行い、意見交換を行いました。

出席した市長からは、緊急災害時等の緊急時の対応についての不安、九州広域行政機構と道州制の構想である九州府構想の関係などについて意見が出されました。

両会の会長は、終了後の記者会見において、九州広域行政機構と九州府構想は同じ方向性との認識を共有したこと、国の出先機関原則廃止には、分権改革の突破口として、時機を逃さず取り組むべきこと、災害時の対応や防災については、不安がないように具体的な制度設計を行うこと、政令市の機構への加入について前向きに検討すること、具体的な課題について、両会の事務レベルで検討を行うこと、また各県の町村会とも意見交換を行うことなどと、まとめたところでございます。

地方分権関係の説明は、以上となります。

続きまして、道州制関係について御報告をさせていただきます。25ページを、お開きください。前回の報告から動きのあったものを、ゴシック体で記載しております。

道州制関係の動きを一覧にしておりますが、1月25日、本県で九州地域戦略会議が主催する道州制シンポジウム in 熊本が開催されております。26ページにまとめております。一般県民、企業関係者、行政関係者等、約400名が参加いたしました。

最初に、前総務大臣の片山慶応義塾大学教授が、基調講演をされました。

片山教授は、地域みずからが決定し責任を持つという地方分権の意義や、住民の政治参画機会の拡大という、地方分権の課題について述べられました。

また道州制については、だれのための道州制であるかが重要であるとして、行政の効率

化を行う行革型の道州制ではなく、国民に質の高いサービスを提供する枠組みとしての道州制を導入すべきと述べられました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、九州経済連合会の松尾会長と、本県蒲島知事も加わり、議論が交わされました。

松尾会長は、国のシステムを変えるために道州制が必要であること、蒲島知事は、地方のことは地方が決めることが大事であること、また道州制へ向かうには県民の関心が高まる必要があると述べました。

今回のシンポジウムでは、立ち見が出るほどの盛況でした。道州制についての関心を高める効果があったものと考えております。

道州制関係の説明は、以上です。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

本日は、委員会資料のほかに参考資料も準備しておりますが、主に委員会資料に沿って御説明いたします。資料は、28ページでございます。

I 政令指定都市制度の概要、II 政令指定都市に向けたこれまでの取り組み、III 政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みの3部構成にしておりますが、政令指定都市制度の概要と、移行に向けたこれまでの取り組みにつきましては、11月議会以降に取り組み内容に変更がありませんので、説明を割愛させていただきます。

それでは、11月議会以降の動きにつきまして、IIIの政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みを御説明いたします。資料の38ページを、お願いいたします。

まず、1の主なスケジュールでございます。今後の主なスケジュールといたしましては、今定例会におきまして関連条例の審議をお願いいたしております。その後、3月末に予定しております事務権限移譲に係る県・市間での事務引継書の調印を経まして、4月1

日の政令市移行というスケジュールを予定しております。

それでは、今後予定しております取り組みの詳細につきまして、御説明いたします。39ページを、お願いいたします。

県から市への事務権限移譲でございます。

まず、(1)円滑な事務権限移譲の推進のうち、①事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。事務引き継ぎにつきましては、これまでも御説明しておりましたとおり、移譲する事務につきまして移譲に伴い事務処理の停滞や住民サービスへの影響が生じることがないように、県・市で連携しながら取り組みを進めてまいりました。

平成23年度下半期につきましては、(ロ)にありますとおり、住民への周知、関係事業者等に対する説明会等の開催、さまざまな様式の印刷、窓口のサインの準備、受け付けや事務処理のシミュレーションなど、熊本市における事務処理を念頭に置いた直前の準備を進めることとしておりまして、事務引き継ぎに関しましても、事務的に最終段階にきております。

今後、11月の委員会で御報告いたしました事務権限移譲に伴う影響などの対応を含めまして、引き続き円滑な事務処理ができますよう、県・市連携した取り組みを最後まで進めてまいります。

これらの取り組みを踏まえまして、最終的には政令指定都市移行の直前となる3月末には、知事と市長によります事務引継書の調印を行うこととしております。

次に、②事務権限移譲に伴う県・市間の人事交流でございます。事務権限移譲に伴う県・市間の人事交流につきましては、今年度までは市から県への派遣、研修を中心としておりましたが、来年度以降につきましては市における事務処理の円滑化を図るために、市からの要請に基づきまして、業務ノウハウを有する県の職員を市へ派遣するというこ

中心に交流を行うこととしておりまして、来年度につきましては25人の職員を県から市に派遣する予定でございます。

次に40ページ、(2)最終的な事務権限移譲数についてでございます。

平成22年10月26日の県・市基本協定締結時点では、303事務1,482項目の移譲を行うこととしておりました。しかし、協定締結後、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の準備に関する法律、第2次一括法でございますが、この法律の成立や国における制度改正に伴いまして、熊本市へ移譲される事務の一部に影響が生じております。最終的な事務権限移譲数は317事務、1,592項目となりました。

変動した要因とその事務数について、(イ)から(ニ)に整理しております。

(イ)第2次一括法の施行に伴い新たに政令指定都市の法令必須事務となったものが13事務、(ロ)第2次一括法に伴い事務処理特例条例等に基づく移譲事務から法令必須事務へ移譲区分を変更したものが6事務、(ハ)法令必須事務の関連事務等として移譲事務に追加したものが10事務、(ニ)国の法令改正等により制度が廃止されたため、移譲事務から削除されたものが9事務でございます。移譲区分ごとの内訳としましては、法令必須事務が18事務ふえまして140事務、法令任意事務が変わらず23事務、要綱・通知等事務が1事務減りまして111事務、事務処理特例条例等事務が、3事務減りまして43事務となりまして、合計で317事務、1,592項目となりました。

今回、追加・削除となりました事務につきましては、参考資料10ページに載せております。

次に、41ページ、4、熊本市における取り組みのうち、(1)区役所等の整備でございます。政令指定都市に伴い新たに整備が必要となる区役所、土木センターなどについては、おおむね1月末までに整備を完了してござい

す。

先日2月15日には、東区役所及び西区役所につきましてマスコミに公開されております。

次に、(2)区役所開設に向けた準備でございます。

熊本市では、区役所開設に向けまして昨年4月から庁内関係部署の職員による区役所開設準備プロジェクトを設置し、区役所開設時に各種手続がスムーズに実施できますよう、さまざまな取り組みを進めております。昨年11月1日には、区長予定者を初めとする区役所開設準備担当職員30人に併任辞令を発令し、ことしに入りまして区役所や出張所で行う業務につきましての最終的な事務分掌の整理、決裁区分の整理、それに伴う組織人員体制も決定いたしましたことから、1月20日には区役所や土木センターに配属される職員1,311人に内示が行われております。その後、内示を受けた職員に対する事務マニュアルに沿った職員研修の実施や区役所への引っ越し作業など、区役所開所に向けて準備体制が整えられております。

(3)区バス導入に向けた準備、42ページの5県・市連携した取り組みのうち(1)から(3)までにつきましては、これまで御説明したとおりでございますので割愛させていただきます。

次に43ページ、(4)政令指定後の関係条例の改正でございます。

昨年10月の関係政令の公布によりまして、熊本市の政令指定都市が正式に決定しましたことから、熊本市では区の設置等に関する条例など、県では知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例などの制定改廃が必要となります。

県において改正が必要となる条例のうち、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例など4条例につきましては、平成23年11月定例会で可決いただいております。

て、今定例会におきましては残る13条例の改正をお願いしてございます。

改正が必要となります条例につきましては、参考資料の19ページに掲載しております。申しわけございませんが、参考資料の19ページを、お願いいたします。

2の2月定例会提案分といたしまして、13条例を載せておりますが、このうち右側に米印をつけております熊本県庁の位置に関する条例を初め、熊本市の区の設置に伴いまして住居表示が変更となるものや、県から熊本市への事務権限移譲に伴いまして、条例の対象から熊本市を除外することとなる6条例につきましては、熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整備に関する条例により、一括して改正することとしております。

なお、13の熊本県議会の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の改正につきましては、議員提案していただくということで聞いてございます。

次に、(5)政令指定都市移行に係る周知等でございます。県としましても、これまで御説明してまいりましたが、熊本市の政令指定都市への移行が正式に決定いたしましたことを受けまして、窓口が県から市に変更となる事務、行政区の設置に伴う住居表示の変更、それに伴う既存の許認可や登録の変更が必要となる手続などにつきまして、広く周知広報を行う必要があります。県におきましては1月以降、県からのたよりや県政広報ラジオ番組などの広報媒体を通じまして広く県民に周知広報を行っております。熊本市におきましても、1月下旬に政令指定都市移行に伴う住居表示の変更や、区役所における住民サービスの内容等を詳細に説明したガイドブックを市内全世帯に配布するとともに、2月上旬から中旬にかけて、市内19会場で市民向けの最終の説明会を開催するなど、政令指定都市移行に係る周知徹底を図っているところで

ございます。

次に(6)政令指定都市実現に向けた気運醸成の取り組みでございます。これまでも、熊本市政令指定都市推進協議会における取り組みや熊本市の取り組みを支援してまいりました。協議会では、移行の正式決定を受けまして、中心市街地アーケードでの懸垂幕や吊り看板の設置を行うとともに、熊本市と共催のPRイベントといたしまして、ラッピング市電、市バスの運行や、政令指定都市誕生記念イベントを開催しております。また熊本市においても、市役所庁舎前の政令指定都市移行決定看板の設置、街頭PRイベントや市政リレーシンポジウム、さらには先日開催されました第1回熊本城マラソンなどを通じまして、移行の機運を盛り上げてまいりました。

今後とも、政令指定都市移行のカウントダウンイベントや政令指定都市記念式典などが予定されておりまして、県においても引き続きこうした動きを支援することとしております。

最後に、44ページの(7)都市計画法に基づく区域区分(線引き)についてでございます。富合町、城南町及び植木町の旧3町における区域区分(線引き)の必要性及び昨年11月までの取り組みにつきましては、前回御報告しておりますので、12月以降の取り組みについて御説明いたします。

昨年8月末に開催いたしました公聴会で出された意見を参考に、県としての案を作成して、国との事前協議を経まして、すでに公告縦覧を行ったところでございます。公告縦覧につきましては、2月24日で縦覧期間を終了しておりまして、今後3月5日に開催予定の県都市計画審議会への付議など都市計画法の手続を行いまして、政令指定都市移行までに手続を完了するよう、県・市で連携しながら取り組みを進めていくこととしております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、11月議会以降の取り組み状況を中心に

御説明を申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、地方分権改革関係と道州制関係についての質疑に入りたいと思います。質疑に際しましては、挙手をもってお願いいたします。質疑はありませんか。

○前川収委員 九州広域行政機構の話、地方分権の話なんですけれども、ずっとこの議会で議論させていただいておりまして、県議会としては是とも非とも言わずに、とにかくしっかり聞いていくというスタイルでありますので、我々としては冷静に、皆さん方の議論や国の議論をしっかりとらえているつもりであります。

前回の議会でも出ましたけれども、この話がだんだん市町村等にも入っていく中で、この議案の中にも少し書いてありますが、市町村等が余り説明を聞いてなくて非常に不安を感じていらっしゃるということ、その認識そのものは執行部の方もお持ちいただいておりますけれども、そういった部分がある、現実があるということです。

それともう1つ、どうもその見え方として、熊本を初めとした九州の知事会が国に対して権限移譲を迫っているというスタンスに見えているというのが現実ですね。全国でいけば九州と関西が先に行っているみたいな、前か後ろか知りませんが、それがいい方向かどうかも別として、そういうスタンスに見えているという状況でありますけれども、もう1度しっかり確認しておかなければならないのは、これも閣議決定を終わっておりますけれども、国が出先機関の全面廃止ということを行っていることが大前提であることですね。それがあから、今この話がある

ということです。ここが少し誤解されているみたいなどころがあって、国の方も誤解を受けるような状況があることも事実ですよ。それぞれの省庁間ではなかなか、さっきの説明にもあったように、廃止については非常に否定的な部分もあるし、ここだけは譲れないというような部分もあるので、きちっとそのベクトルが定まってない。政府は定まっていますが省庁は定まってないという状況が見えるという状況の中で、この九州広域行政機構というのが旗を振りながらやっていくと、よこしなさい、権限移譲しなさいというアピールを我々がやっている、もしくは熊本県を中心とした九州知事会がやっているというふうに見えているということです。そこについては、やっぱりしっかり、もともとの、そもそも論という部分を確認をしながらやっていかなければいけない。そもそも、国が出先機関の廃止ということを言い出して、では、それに対する受け皿として九州行政機構というのが今議論されているという状況だということの確認を、ぜひもう1回やっていただきたいというふうに思っております。

それから、さっきの話にちょっと戻りますけれども、同じように市町村で見えている状況というのは、九州行政機構は、この中にも書いてありますが財源論がまだ定まってないという状況の中で考えると、災害の話はすでに議論になっているようではありますが、大規模災害が起こったときに、本当に九州だけでやれるのかという部分の不安があるということ。それともう1つは、国家プロジェクト的な事業に取り組もうとするときに、例えば熊本県で言えば九州新幹線、大変大きな経費がかかる事業をやってまいりましたね。それから各種高規格道路の建設等々、社会資本整備という、お金がかかる部分で、今その権限移譲と同様に財源も丸ごと移譲という話をされていますが、その財源が、例えば仮に丸ごと移譲されたにしても、国の中での重点配分等

々が我々には見えてないんですね、わからない。つまり何を、どういうときであっても、常に一定額が九州に行っていて、その中で配分がされていたのか。もしくは、今九州は九州新幹線をやっているから重点的に配分しましょうという話でお金が行っていたのかどうかというのが、我々はちょっと見えていません。もし仮に、前者のように毎年一定額が必ず九州には、九州の中でどういう事業があっても同額であって、九州の中で配分しているという状況であったとすれば、丸ごと移譲で何とかこれまでどおりという形が維持できるかもしれませんが、仮に年度ごとにその重点プロジェクトというものがあって、そういったものはいわゆる日本全国の中で重点配分、傾斜配分等々がやられて、調整がなされてきたということがあったとすれば、今後はその分をどうやって財源確保していくかというのがよく見えないということになるんじゃないかなというふうに思っています。

加えて、例えば熊本県が取り組むべき大きな課題、これまで国がやっていたような課題について、これまでは熊本県が国の機関と協議をしながら進めてまいりました。これから先もし、その九州広域行政機構ができるのであれば、熊本県内のコンセンサスをつくるのは簡単と思いますが、その先に、まず九州行政機構の方に、その機構の中の重点事業にしてくださいということの、我々の汗をかく作業が要って、今度はその上で、どうせ国からお金は権限移譲してもらわなければならないから、国に対してその予算配分もしてくださいという形の話をしなければならないという形になると、何かややこしくて今までよりももっと面倒くさい話になるんじゃないかなというのを、やっぱり市町村長さんたちはちゃんとわかっていらっしゃるんですね、その辺は感じていらっしゃるというふうに思います。まだ、その整備がされていない部分がたくさんあって、これからという部分もあるでしょう

し、国の考え方がわからない部分もあろうかと思いますが、今3つぐらいお話しさせていただきましても、それぞれの問題点についてどうお考えなのか、お答えいただければと思います。

○坂本企画課長 企画課です。

まず、19ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。我々は、この委員会での議論をもとに、九州地方知事会の中でも相当意見を、熊本県の意見として出し、最終的にはそれが形になって国に対して出ていくというような形でございます。

それで、まず19ページの1番上、これまでの議論の進捗ということで書いていますが、まず、このことは国の出先機関の原則廃止ということからスタートしているということを変更して、毎回それは言い続けようということで、それをスタートにしています。

その原則廃止をどうするのかということでは九州は受け皿をつくりましょうという提案をして、つくり方を示したというこの流れ、これはもう踏み外さないように、毎回言うつもりです。

それで、御指摘のとおりいろんな問題があって、特に財源の問題はもうこれが大前提なので、それを必ず言うということにしておりまして、これは21ページで先ほど御説明したように、財源こそがこの大前提ですということをおっしゃっています。

では具体的に、例えば国の予算配分の重点配分だとか、そういうことがあるときどうするのかという具体的なやり方について、本来は出先機関を廃止しようとする国がいろいろ考えるべきだと我々は思っているながらも、まさに市町村の御心配もありますし、我々はどうすればいいのかということで、実はもうすでに九州知事会内にあり方研究会という事務レベルの研究会を立ち上げております。その中で、具体的にどういう仕組みでいけばでき

るのか、ちゃんとした予算の配分とかが取れるのか、その後、市町村からの調整をどうするのか、要望に対する調整をどうするのか、そういったことも具体的に詰めていかないと、国にその仕組みをつくってくださいとばかり言っても、なかなかうまくいかないだろうということで、検討はしておりますが、実は国の出先機関の権限の移譲という形になっていまして、出先機関にどれだけの権限があって、どれだけの事務があるかすら、我々もまだよく分析ができておりません。それぞれ各県ごとに担当を決めまして、例えばうちの県は九州地方環境事務所でありますとか、その中の事務がどうあって、どういう権限でどんなことをしていると、これはどのくらいの事務量があってというようなこと、どの程度を国に残して、どの程度を地方に置いてくるのかというようなこと、そういうことを分析を始めたばかりというような状況でございます。おっしゃるとおりの懸念を我々もしているということは、それ以上に情報が行っていない市町村にあっては相当、御不満、懸念があると思っております、実は先日、町村会の評議員会というところに御説明に行きまして、今後のその説明の方法だとかを打ち合わせてきたところです。今後は、県内の市長会の方にも御説明に行こうと思っております。そういう状況でございます。

○前川収委員 たぶん今の状況で説明に行くと、市町村がもっと不安になるというか、不安をおおる結果になるだろうと思います。

とはいえ、さっきの最初の入口の話ですね、国の出先機関の廃止ということが大前提で今この議論がなされているという状況については、市町村の誤解は解いていただきたいと思っております。

というのは、余りにも何か旗を振り過ぎていたのかな、上滑りの議論と言う言い方は失礼かもしれませんが、そういう議論だ

けが先に行って、今、私が聞いたことというのは本来、本質的な一番大事な部分で、それが出たこない、やるかやらないかをどうするかというぐらいの本質的な議論のはずなのに、そこはまだこれから、今勉強していますとか協議していますという、勉強ですね、国との協議までに至ってないという状況の割には、九州広域行政機構という旗だけがえらい高々と上がって、さも、これはすぐやるんだというような話、地方分権や地域主権という美名のもとに旗が振られているような気がしてなりません。それはいいですよ。いいけれども、やっていいんです。やっていいんだけど、我々が考えなければならないことは県民にとって、さっきの道州制の話も同じなんですけどね、県民にとって何がプラスで何がマイナスで、だからプラスだからやりましょうという、そここのところがないと、仮に、最終的には財源論なんだけれども、仮に市町村にとっても県にとっても1つ、何か面倒くさい機構が上に乗かってしまって、今までは国交省と直接、仮に社会資本事業の中でいけば、国交省と直接話ができて結果も直接見えていたものが、ワンセクション1つわざわざできたという結果になるようであれば、私はもう反対です。そんなことをする必要はないと思っています。しかも財源が見えにくくて、だんだん地方に、権限は譲ったんだから財源も絞られてきて、最終的には国家プロジェクト的なドラスティックないろんな事業をやろうとしたときに、もう財源不足になってしまって、結局それはできないと、要するに国家的視野で考えないとできない事業が、九州の中でしか考えられなくなってしまうというようなことになるようであれば、私は反対だというふうに思っていますので、ぜひ旗の振り方を、余りイメージ先行で上滑りということにならないように、内容と同時進行ぐらいでやってもらいたいというふうに思います。そうなるんですかという、中身はわから

んままに、行政機構だ分権だという話だけが先行しているように見えてなりませんので、ぜひそこは注意していただきたいというふうに思います。以上です。

○中村博生委員長 今の関連ですけれども、前川委員が言われました広域行政機構、新聞を皆さん見られると思うのですが、本当に今言われたように、もうこれはすぐなっとだろうというように言われる人も結構おりなさると思いますよ。だから、「うんねうんね、これはすぐできるものかい。」しか言わんばってん、本当にそういう勘違いじゃないんだろうばってん、そういう人もおりなさるということは頭に入れて、やっぱり慎重にしていかなといかぬと思います。

○溝口幸治副委員長 関連です。地域主権改革とか国の出先機関原則廃止に反対する意見書というのは、各地方自治体で可決したりされていますけれども、県内の状況はどうか。それは把握できていますか。

ですから、そもそも民主党が掲げている、その改革に反対という意見書が各自治体から出ているんですよ。

○坂本企画課長 具体的に意見書として我々が把握しておりますのは、12月16日に山都町議会が、国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書という形で、国の地方出先機関の統廃合により行政サービスの低下を招くことのないよう、万全の措置を講ずることといった内容の反対の意見書が出ている。

それ以外は、県内では明確には把握できていません。宮崎、鹿児島、そのあたりは非常に多く出ています。

○溝口幸治副委員長 私も全部は把握できていませんが、私のところの球磨郡とか芦北とか水俣も、今、松岡先生も「熊本市内も」と

おっしゃったですけども、結構、自治体で反対の意見書というのは可決されているんですね。ですから、そもそも民主党が掲げている地域主権改革それから国の出先機関廃止なので、そこをさっき前川先生もおっしゃったように、県がそれを一緒に旗を振っているというふうに見られているので、そこはやっぱり、今から市町村なんかに説明されるときには、明確に分けておかないと非常に混乱をするし、なかなか市町村が素直にこの話に耳を傾けてくれないような気がしますので、まずその現状把握、きちっと県はそれぞれの自治体はその改革自体そのものに反対しているというのは十分承知しているんだと、その上で、もしもそういう民主党がやっているような、今の政権がやっているようなことが進んだ場合にはこう対応をしたいというような説明をきちっとやらなければならないというふうに思いますので、ぜひその点をよろしくお願いしたいと思います。

○松岡徹委員 1つは、説明があった地方分権改革の全体像に関連して、今調べておいたら、平成22年3月に総務省が出している「平成の合併について」という文書があるんです。これは説明資料には出てこないから、執行部としてはどういうふうにこの文書については認識されていますか。

○中村博生委員長 今、説明にあった件にはないですね。

○溝口幸治副委員長 質疑は、説明されたことへの質疑です。

○松岡徹委員 いや、全体像に関連してね。

○中村博生委員長 説明できますか。

○能登市町村行政課長 すみません、今ちょ

っと資料がございません。

○松岡徹委員 これで44ページの報告書なんだけれども、28ページに基礎自治体にかかわる今後の課題というのがあります。どういうことかというのと、要するに地域主権改革をやる、都道府県から市町村への権限移譲とか義務付け・枠付けの見直しなんかが執行される。そうすると、結果としては新たな市町村合併ですね……

○中村博生委員長 28ページというのと、どの……

○前川収委員 手持ち資料だろう。

○松岡徹委員 要するに、新たな市町村合併……

○中村博生委員長 ちょっと待ってください。手持ち資料、こっちにない資料のあれはいかんですよ。

○松岡徹委員 要するに、市町村合併への、いわば方向になっていくというふうに、総務省の文書ではなっているわけだ。だから、その点はやっぱり熊本県としても、いわば地域主権改革に先立つ、前政権のもとでの地方分権改革で、三位一体改革と平成の合併があって大変な目に遭ったでしょう。だから、地域主権改革でずうっとその義務付け・枠付けがなくなって、いわば移譲されていくと、基礎自治体というのはやっぱり大変なんですよ。だから結果として、新たな合併に移動していくというようなことが書かれているわけですよ。その点は1つ意見として述べておきたいということと、前川委員が言われたことに関連して、この前、道州制のシンポジウムがあったとき、蒲島知事がこんなことを言っていたんですよ。要するに、道州制につい

ては20年、30年先かわからん。それで予行演習として広域行政機構を位置づけたらどうでしょうかという発言があったですよ。

それで僕は、知事は少し先走り過ぎというか、結局は予行演習というのは何かというと、運動会なら運動会がある、その前にそのとおりに予行練習をするのを予行演習と言うんですよ。ところが、道州制なんていうのは、片山前大臣の発言にもあったように、まだ海のものとも山のものともわからないものなんです。だから道州制の予行演習として地域主権改革を位置づけるという考え方はおかしいんじゃないかという点ですね。その点は執行部としてはどう考えられるか。

もう1つ、はしゃぎ過ぎ、先走り過ぎの問題では、県内では、移転してもできるけれども、熊本の明日を考える町村長の会というのが今できておるようですね、ことしの1月18日。これを見ると、この要望書ではいわゆる出先機関の廃止法に反対するというようなことになっているんです。特に、やっぱり地震とか河川の洪水とか、そういうようなのがいっぱいある中で、国土交通省を、いわばちゃらにするなんていうのは、もう賛成できないということで、県内の町村長さん全員が名を連ねた町村長の会というのができて、反対の要望書が出されているわけですね。町村長会のホームページを見ると、1月13日に町村長会と県選出の国会議員との懇談会があっている。そこでも町村長会の荒木会長が、こういう拙速な廃止については反対するということが意思統一を図っている。それに対して、野田毅衆議院議員も、出先機関を九州地方知事会のもとに組み込むというような議論もあるが、災害発生時の本省との情報伝達や指揮系統に関して懸念がある、こういうようなことを言っているわけですね。

ですから、いわゆる道州制の予行演習だとか、そしてこれだけの基礎自治体の市町村長の方たちが反対している中で、県としてその

まま知事のような形で突っ走っていいのかという点ですね。その辺について、執行部としてどのようにお考えか。また議会としても、やっぱりもう少しチェック機能を発揮して、はっきりした方がいいんじゃないか。道州制の予行演習なんていう議論はないですよ。そういうことは議会は議会としてあると思うんだけど、ちょっと執行部の方にその辺のところを聞かせていただきたい。

○坂本企画課長 道州制の予行演習という言葉が、知事が使われたとしたら、それが正しく伝わるかどうか、誤解を生むのではないかということをおっしゃっているのかとは思いますが、実は、この九州広域行政機構に対する批判の中で1つ、そうなった場合にそれから先どこに行くんだろうという、最終形としての九州広域行政機構の理想とする姿、出先機関の廃止後の国と地方のあり方の議論、そのあたりが十分なされてないのではないかという御批判がいろいろあっております。

そういう中で、九州地方知事会の中では、道州制の議論と出先機関の廃止の議論は別にしてしようということで、一たんその議論はしておりませんが、その中でうちの知事だけが一応、将来的な道州制へのステップと考えていいのではないかという発言は何回かされております。最終的に、20年、30年先かどうかわかりませんが、そういうところの道州制に向かって行くときに、必ずこの九州広域行政機構というのは練習になるという、そのことを知事は発言したのではないかと理解をしています。そのことが、はしゃぎ過ぎか先走り過ぎかというのは、我々はそうは思っておりませんが、ちょっと誤解を与えるような発言だったのかもしれないと思います。

それと、災害時のことについて市町村の方々から御心配の声があるというのは、先ほど御説明したとおりです。我々もそうだと思いますので、災害時のオペレーションに

ついて話をきちっとした形でお示しできるように、国の方もちゃんと考えておりますし、お話の中で国交省がなくなる、ちゃらにするというようなお話がありましたけれども、決してそういうことではなくて、組織はそのままありまして、実行できる状態にあって、その廃止されたものを丸ごと引き受ける広域行政機構というのがある、機能としては同じことができる。さらに、中央でコントロールするというのではなくて、現場に近いところでコントロールできるようになるという意味からは、もっと災害時でも緊急の対応ができる可能性もあるのではないかと我々は考えております。

○松岡徹委員 やっぱり、この委員会の第1回の委員会のときも僕は言ったんだけど、この道州制の委員会自体が、道州制についてはいわば是とも非ともしないというか、よく検討する、調査・研究するということだと思います。また、全体自体が今、国の方針にしても道州制をどうやって、どういうものになるのかということもはっきりしてない、まとまってない。だから、その予行演習なんということはあり得ないですよ。その点は重ねて言っておきたい。

それで、九州地方整備局をちゃらにするというのは、そういう意味で言ったんじゃないで、もちろん丸ごとということは何回も僕も言っておるとおりでね。ただ、いつかの委員会でも言ったように、やっぱり災害の場合は気象庁があって、そして観測をし予報を出して、そしてそれに基づいていわば防災の方になっていくわけですね。そして県へ、そして市町村とか消防とか、体系がこういうような形になっている。そういう中で、いわば地方整備局だけを丸ごと取って、防災という一体的な対応ができるかという問題を、いつか委員会で言ったとおりですよ。

それで、この問題は熊本の町村会全体がこ

うなっているだけではなく、宮崎なんかを調べてみると、宮崎は市長会、町村会、それから経済団体も、宮崎の商工会議所それからJA、経済同友会、10団体が名を連ねて、こういうやり方は困るというようなことになっているんですよ。ですから、いわゆる地域主権改革のもとでの、いわば出先機関の廃止、丸ごと受け入れとかいった問題については、やっぱりそういう意味ではもっともっと慎重に、どういうものがあるのか、結果としてはそれはやっぱりよろしくないんじゃないかということも含めて冷静に見ていかなければならないんじゃないかということだと思うんですよ。

○中村博生委員長 今、松岡委員の、知事の発言のことがありましたけれども、それぞれ知事の発言に対してはとらえ方があると思います。松岡委員のとらえ方は、知事が一人でやるような言い方でありますけれども、この委員会の最初の委員会のときにも、先ほど自分でも言われましたけれども、そういう委員会ではないんだ、ぴしゃっとした形で論議していく委員会である、そしてまた議会でもそういった形で進めるというようなことでありましたので、それぞれとらえ方はあると思いますけれども、執行部は執行部の考えもあらわれるし、我々は我々の考えがある。そういった部分で進めていくものと思っておりますので、その辺いろいろ考え方の違いはあろうかと思いますが、間違った方向には行かないということ、私はこの委員会では方向づけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。個別には、これでいいですか。いいですか、松岡委員。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、次の政令指定都市関係についての質疑を行いたいと思いま

す。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 はい。

なければ、その他で何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 ありませんね。はい。

次に、次第3、付託調査事件の調査の終了についてであります。

本委員会に付託中の調査事件のうち、政令指定都市に関する件については、熊本市は平成24年4月1日に政令指定都市に移行しますので、調査の目的を達成したと考えますので、調査を終了することといたしたいと思えます。

お諮りいたします。政令指定都市に関する件について、調査を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認めます。それでは、そのようにいたします。

続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件の地方分権改革に関する件、道州制に関する件については、調査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、本日は今年度最後の委員会でありますので、私の方から一言ごあいさつさせていただきたいと思えます。

1年たつのも早いものでございまして、最後の委員会になりました。私、委員長として果たして務めができたのかなと自問自答して

おりますけれども、副委員長を初め委員の先生方の御協力、そして執行部のそれぞれの担当部の皆さん方には御協力をいただき、無事済んだかどうかわかりませんが、そのように自分で思っております。本当に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今後この道州制等については、まだまだ委員会も残ってまいります。いろんな御意見が出ましたけれども、やっぱり何と言いますか、あとは市町村の問題これからがまた大事な部分であろうかと思えますし、特に財源についてはそれぞれの市町村の皆さん方の思いもあろうかと思えます。いろんな形でいろんな意見が出ることだと思えますし、今後そのことによっていろんな展開が見えてくるのではなかろうかと思っておりますので、執行部におかれましても何かといろんな部分で大変だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

政令指定都市については、県から出向させるという形になっております。手続上は、いろんな説明等もやっておられるかと思えますけれども、私はほとんどの方がそういった説明をわからないような人が多いと思えます。これからいろんな、そういった状況のもとで御苦労もあろうかと思えますけれども、スムーズな移行に努めていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本当、1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

続きまして、副委員長よりごあいさつをお願ひいたします。

○溝口幸治副委員長 1年間お世話になりました。中村委員長を初め委員の先生方、そして執行部の皆さん方のおかげで、何とか無事に1年が終わろうとしております。

今お話を聞きながら、ことしはこのメンバーで議論するのは終わりですが、来年が大変

なんじゃないかなという気がしております。
この出先機関の廃止それから九州広域行政機構の設立等々の話が出てくるかと思いますが、気づいたらいつの間にか、国会議員からも非難をされ、地元の市町村長からも非難をされ、経済会からも怪しまれるということで、いつの間にかサンドウィッチ状態で非常に危うい立場に立っております。こういう状況を、ぜひ来年はしっかりといろいろな角度から議論しながら抜け出ていかなければならないと思いますが、やっぱり地域、地域というのは私は県じゃないと思っております。それぞれ住んでいる基礎的自治体だと思っておりますが、ここが、どうやったらいかに幸せになるかという、この1点を見詰めてしっかり議論していければというふうに思っております。

1年間ありがとうございました。

○中村博生委員長 それでは、これをもちまして第6回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長